

平成30年 第6回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 平成30年6月12日

会 場 伊南会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年6月12日(火) 午後1時30分

2 開催場所 伊南会館

3 出席委員数 22人

会長 30番 五十嵐伸人

会長職務代理者 29番 室井 文一

委員

1番	小山 裕司	3番	赤井 美洋	5番	渡部 和幸
6番	浅沼 誠治	7番	五十嵐喜一	10番	齋藤 融
11番	目黒久一郎	12番	星 利一	13番	平野 信行
14番	山内 敬	16番	湯田 義三	17番	湯田 孝義
19番	塩生 隆晴	20番	五十嵐久長	21番	大竹 実
22番	湯田 重行	23番	星 清次	25番	月田 宏
26番	星 又エ門	27番	星 久光		

4 欠席委員数 8人

2番	平野 恒二	4番	星 和孝	8番	小椋貴一郎
9番	渡部 昭雄	15番	馬場 久男	18番	猪俣 忠久
24番	小野 孝	28番	渡部 一男		

5 議事日程

- 第1 欠席委員の報告について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第1号 会務報告について
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について
- 第7 議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- 第8 議案第5号 別段の面積の設定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 五十嵐 小一郎

局長補佐兼係長 八木沢 誠二

主査 廣野 由美

7 会議の概要

	事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議長	それでは、只今から議事に入ります。
議長	<p>日程第1 「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により欠席の届け出がありました委員は、 4番 星 和孝委員、8番 小椋貴一郎委員、9番 渡部昭雄委員、 15番 馬場久男委員、18番 猪俣忠久委員、24番 小野 孝委員 であります。</p> <p>2番 平野恒二委員 28番 渡部一男委員が遅れております。現在の出席委員数は22名ですので、農業委員会等に関する法律第27条3項の規定による過半数に達しております。</p>
議長	日程第2 「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、16番 湯田義三 委員、19番 塩生隆晴委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。
議長	日程第3 「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。 事務局から報告してください。
事務局	(事務局長が会議資料により、会議等の内容を説明しながら報告する。)
議長	只今 事務局から会務の報告がありましたが、何かご質問ございませんか。
議長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議長	日程第4 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。地区担当調査員の1番 小山裕司委員から調査結果の報告をしてください。
1番	小山です。 調査の報告をいたします。5月31日に調査しました。譲渡人は、○○○○さんで77歳。××××に在住であります。譲受人は●●●●さんで、46歳、会社員兼農業でございます。譲渡人は、実家が××××地区の方ですが今は取り壊しをされて誰もいない状況です。土地の管理ができないので、こちらの方に来ることもないし、近くの人に管理をしてもらいたいということで、今回の申請に至ったということです。譲受人の父親と譲渡人はいとこ同士で、親戚であるということです。譲受人の父

	親は認定農業者で大規模に経営をされていますが、今回は息子さんが譲受人ということあります。農業機械設備等そろっていますので何ら問題ないと思われますので、ご審議のほどお願ひいたします。
議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
26番	星です。譲受人の経営面積は、譲受け面積と同じですが、譲受け前の経営面積はいくらですか。
事務局 (補佐)	譲受人としては0m ² でしたが、今回 10,708 m ² を譲受け耕作することになります。
議長	よろしいですか。
26番	はい。
議長	ほかにありませんか。
議長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし。」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 以上で議案第1号の審議を終了します。
議長	続きまして、日程第5 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。地区担当調査委員の17番 湯田孝義委員から調査結果の説明をお願いいたします。
17番	湯田です。資料1をご覧ください。 申請人は、議案書のとおりで、66歳です。 申請地は、××××の地区です。申請事由ですが、申請人はソバの大規模経営をしており、たい肥舎を作るということです。申請地は農振農用地区ですが、用途区分の計画変更が済んでおり問題ありません。一般基準ですが、資金については金銭消費貸借の契約済みであり資金的には問題ありません。申請人の所有農地は8ha以上となっており、借り受け地は38haを超えており信用上の問題もありません。登記簿上の他の権利関係もありません。許可後の事業実施見込みですが、県の産地パワーアップ事業の内示も出ており許可後速やかに事業実施する見込みであります。事業の実施にあたり他法令や行政庁との調整については、町と

協議済みであるというということです。他の農地に影響もありません。調査日は6月2日午後1時から現地で申請者の話を聞いてきました。以上、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)
議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
議長 異議なしと認め本案は原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議長 日程第6「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局(廣野) 事務局の廣野です。
議案第3号 農用地利用集積計画決定について、ご説明いたします。
議案書の7ページをご覧ください。こちらは、6月分の利用権の設定内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が3筆・3,445m²、畑が0筆です。新規は、田が110筆・152,794m²です。畑が4筆・4,874m²です。再設定と新規合わせて田が117筆・156,239m²、畑が4筆・4,874m²で合計117筆・161,113m²です。続きまして9ページから利用権設定の一覧表になっています。この中で10番から13番までの4筆は、農地利用集積円滑化事業による利用権設定となっています。作物は10番から12番がトマト、他は水稻となっています。14番から117番まで104筆は農地中間管理事業の利用権設定となっています。農地の貸付を行うものが40名、福島県農業振興公社が借り受け人となって農地中間管理権を取得するものです。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)
議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第3号の審議を終了いたします。
議長	日程第7「議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をしてください。
事務局 (廣野)	事務局の廣野です。 16ページから20ページに田島、南郷地域の農用地利用配分計画案の一覧表を載せてあります。こちら先ほど議案第3号で説明させていただきました福島県農業振興公社へ利用権設定された農地104筆について今度は〇〇〇〇さんほか8名に配分するという計画内容になっています。この中で、4番の××××の一時利用地につきましては借り受け者の変更のみとなっています。作物については水稻が主になっていますが、△△△△でトマト、リンドウになっています。借受人に関しては全て認定農業者であり、適切に管理をしていただけると考えております。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
議長	日程第8「議案第5号 別段の面積の設定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をしてください。
事務局 (局長)	それでは議案書の21ページをご覧ください。議案第5号について、記載のとおり提案させていただきます。資料2をご覧ください。 4月の総会、5月の総会と情報提供させていただき、ご意見をいたしました。別段の面積の設定理由でございますが、規則第17条第1項適用の方でございますが、町内全域で、旧地域別においても30アル未満の農家数が40%を超えており、規定上の条件となっているところでございます。17条第2項適用の方でございますが、近年増えている空き家に付随する農地の取得、及び町内においては県外等の不在者が相続等によって農地を取得するケースが増えていまして、耕作放棄地の増加の要因となっている一方で、不在地主の方から管

	<p>理できない農地を手放して、地元の人に譲りたいという相談も増えてきております。農用地区域以外の小規模で非効率的な農地については担い手の方の農地取得が期待できないので、それらの農地取得の下限面積を1平方メートルにすることにより農地の流動化を推進し、新規参入者を含めた多くの農家による利用管理を目指すということであります。5月の総会時に、1アールということでご提案申し上げましたが、委員からのご意見で、1アール以下の検討をすべきということがございましたので、1平方メートルとして提案させていただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。</p>
議長	<p>(「ありません。」の声あり。)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。</p>
議長	<p>次に、報告事項に入ります</p> <p>事務局から、報告案件について説明願います。</p>
事務局 (局長)	<p>(事務局長が、資料に基づいて、2アール未満の農業用施設建築届について、報告をする。)</p>
議長	<p>只今の報告事項に関しまして、皆さんの方から、ご質問等はござりますか。</p>
議長	<p>(「ありません。」の声あり。)</p> <p>ないようですので、次に次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。</p>
事務局 (局長)	<p>(事務局長 資料に基づいて説明する。)</p>
議長	<p>何か、ご質問ございませんか。</p>
議長	<p>(質疑なし)</p> <p>その他に入ります。事務局からお願ひいたします。</p>
事務局	<p>(農業委員活動報告 6月分について内容を報告し、関連して農業委員</p>

(局長)	会の非農地判断による地目変更の流れなどを説明した。今後南会津町農業委員会としても取り組んでいきたい旨を説明した。)
17 番	(湯田孝義委員から非農地判断による地目変更の流れ、1 平方メートルの下限面積の考え方について質問があり、事務局長が資料に基づいて答弁した。)
25 番	(月田宏委員から、農振農用地の見直しと今回説明の非農地判断の関係について質問があり、農振計画に連動するものではないが計画見直し時に考慮される可能性はあると事務局長が答弁した。)
議 長	その他皆さんから何かありませんか。
21 番	(大竹実委員から、農地パトロール時においてドローンの空撮写真を活用することを検討していただきたいと要望があり、今後検討していくこととした。)
16 番	(湯田義三委員から、会務報告で報告された会務の内容を委員に報告して、情報共有を図るべきではないかと意見があり、事務局長がそれぞれの会務の内容を報告した。)
17 番	(湯田孝義委員から、遊休農地解消に取り組んできた農業者の功績をたたえて表彰制度などを今後検討してはいかがかと意見が出され、今後の検討課題とされた。)
議 長	その他、なければ、閉会のことばをお願いいたします。
職務代理人	以上をもちまして、平成 30 年度第 6 回南会津町農業委員会総会を閉じます。ご苦労様でした。

閉会 午後 2 時 35 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

16 番

19 番

